

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市特別職報酬等審議会		
事務局	職員課		
開催日時	平成27年2月17日(火) 午後5時00分～午後6時15分		
開催場所	小金井市役所本庁舎 第一会議室		
出席者	(委員) 本木会長、土屋委員、羽田野委員、松井委員、吉川委員、菊地委員、 緒方委員、勝山委員 (事務局) 市長、総務部長、職員課長、職員課長補佐、給与厚生係長、給与厚生係主任 学校教育部長、庶務課長、庶務係長		
欠席者	2人		
傍聴の可否	○可 ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	0人		
傍聴不可等の理由等			
会議次第	1 開会 2 市長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員自己紹介、事務局職員紹介 5 議題1 会長の互選・職務代理者の指定 6 諮問 7 議題2 会議録の作成及び公開 8 議題3 小金井市特別職報酬等審議会の概要説明 9 議題4 諮問事項の概要説明及び諮問事項の審議 10 その他 次回の日程等について		
発言内容 (発言要旨)	別紙のとおり		
提出資料	1 小金井市特別職報酬等審議会委員名簿 2 諮問予定事項に係る概要説明 …資料1 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律(概要) …資料2 4 26市における現教育長の報酬月額調べ …資料3 5 小金井市特別職報酬等審議会条例 …資料4 6 小金井市教育委員会事務局等職員給与と条例他抜粋 …資料5		

第1回小金井市特別職報酬等審議会会議録（要点記録）

日時：平成27年2月17日（火）午後5時00分～午後6時15分

場所：小金井市役所本庁舎 第一会議室

1 開会

事務局（梅原）から開会に先立ち連絡事項の説明を行った。

2 市長挨拶

【稲葉市長】 本審議会については、昭和39年に条例が施行されて以来、特別職や市議会議員の報酬額等に関して、度重なる審議をお願いしており、各分野で活躍されている委員の皆さまの深い見識の下、活発な意見を頂戴し、大変中身の濃い審議会となっている。今回は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う新教育長の給料月額について審議をお願いいたしたく、本審議会を開催する運びとなった。適切な答申がいただけるようお願いいたしたい。

3 委嘱状交付

市長から各委員に対し、委嘱状の交付が行われた。

4 委員自己紹介、事務局職員紹介

【土屋委員】 小金井市のような様々な団体で市と協力しながらイベント等を催したことがきっかけで、税金がどのように使われているかについても興味を持ち今回応募をした。勉強も含め発言していきたい。

【羽田野委員】 4年前にも1度委員をしている。小金井市に住んで37年経つが、税金がどのように使われているかが市民として一番重要なことなので、税金の使い方や有効な活用について考えていきたい。

【松井委員】 主人が小金井市の生まれで結婚して28年になる。地元のことはいろいろ携わっているが審議会の委員は初めてのため、小金井市のことを色々と勉強したい。

【吉川委員】 連合東部第一で議長をしている。働く者の立場、納税者の立場として意見を述べていきたい。

【菊地委員】 小金井市医師会の幹事をしている。働きに見合う適正な報酬を決めていきたい。

【緒方委員】 小金井市民生委員児童委員協議会から選出された。地域に根差した活動をしている。初めてなので勉強させていただきたい。

【本木委員】 今回2回目の参加になる。小金井市立小金井第一小学校卒業で祖父から3代続く小金井っ子になる。少しでも小金井の役に立てればと思い参加した。よろしくお願いたしたい。

【勝山委員】 東京学芸大学理事・副学長・事務局長をしており、小金井市及び小金井市教育委員会とは様々な連携をさせてもらっている。自分自身も教育長の経験がある。よろしくお願いたしたい。

事務局（梅原）から欠席委員 2 名（村越委員、関委員）について報告が行われた。

引き続き、事務局職員の紹介が行われた。総務部長、職員課長、職員課長補佐、給与厚生係長、給与厚生係主任の 5 名が挨拶を行った。

続いて、市長からの諮問内容が教育長に関することから、教育委員会の職員も同席しているため、紹介が行われた。学校教育部長、庶務課長、庶務係長の 3 名が挨拶を行った。

5 議題 1 会長の互選・職務代理者の指定

事務局（梅原）から会長の選出について、委員の互選によるため推薦を求めた。その結果、勝山委員からの推薦により、会長は本木委員となった。職務代理者は、会長の指定により、勝山委員となった。

6 諮問

市長から諮問事項「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に伴う新教育長の給料月額について」について諮問がなされ、会長に諮問書が手渡された。

ここで公務のため市長が退席した。

7 議題 2 会議録の作成及び公開

事務局（梅原）から会議録の作成及び公開の方法について説明を行った。その後、委員において協議の結果、発言者の発言内容ごとの要点記録によることと決定した。

8 議題 3 小金井市特別職報酬等審議会の概要説明

事務局（梅原）から、委員に対して小金井市特別職報酬等審議会の概要について説明を行った。

9 議題 4 諮問事項の概要説明及び諮問事項の審議

事務局（梅原）から、委員に対して今回の諮問事項について説明を行い、以下の議論があった。

【菊地委員】 いつどのタイミングで新教育長へ移行するのか。

【事務局（梅原）】 現行の教育長の任期が平成 27 年 9 月末までとなっていることから、10 月から新教育長へ移行することとなる。

【吉川委員】 教育長はどのような方が選任されるのか。

【庶務課長（関）】 現教育長の山本教育長は学校長経験及び行政職経験者である。

【吉川委員】 そういった経験者が選任されるという理解でよいか。

【事務局（河野）】 限られているわけではないが、教育関係の経験者が就任されている状況ではある。

【吉川委員】 賞与を含めた年収はどの程度か。

【事務局（梅原）】 現行では 1, 280 万 6, 100 円が年間の支払額である。

【松井委員】 今説明のあった金額は現行の教育委員長の金額でよいか。

【事務局（梅原）】 今説明した金額は現行の教育長の金額である。

【松井委員】 教育委員長についてはどの程度か。

【事務局（梅原）】 教育委員長は非常勤のため常勤の教育長と差があるが月額13万1,000円である。

【羽田野委員】 月額765,000円は市長と同額なのか。

【事務局（梅原）】 市長の金額は、月額965,000円となっている。

【羽田野委員】 資料3の各市の現教育長の報酬月額についての改定時期はどのような状況か。

【事務局（梅原）】 各市まちまちで、近年改定した市もあれば小金井市と同じ時期から改定がない市もある。

【羽田野委員】 小金井市が平成5年から報酬額を変えていない理由はあるのか。

【事務局（梅原）】 その時々状況を勘案して審議会において据え置くことと判断されている。

【緒方委員】 教育委員会の人数構成は変わるのか。

【庶務課長（関）】 改正後も人数は変わらない。

【菊地委員】 教育委員と教育長で任期がずれるということによいのか。

【庶務課長（関）】 そのとおりである。

【菊地委員】 行政職から教育長が任命されることとなった場合、教育委員会としての独立性はどの程度保たれるのか。

【庶務課長（関）】 改正後も教育委員会は独立した行政機関であるため形態は変わらないが教育長の任命については変わる事となる。

【本木会長】 教育委員会の構成は変わらないが教育長が変わるという理解でよいか。

【庶務課長（関）】 新教育長が現行の教育長と教育委員長の職務を兼ねることとなる。

【菊地委員】 少し独自性が失われるのではないかという点が気になるが。

【庶務課長（関）】 改正後は市長が教育長を任命することになるが、教育委員会は独立した行政機関として権限を有しているため、法律が改正した後についてもその部分は変わらないものである。

【事務局（河野）】 教育長と教育委員長の責任分担が明確でない部分を今回の改正により明確化したものである。総合教育会議における協議・調整事項は、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等に生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置ということであるため、教育の独立性を侵すというものではないと理解している。

【庶務係長（中島）】 法改正後も職務権限は何一つ変更がないため、教育委員会は引き続き自らの責任・権限において管理・執行していく行政機関と理解している。また、会の運営についても教育長及び教育委員の合議によって意思決定されていくものである。

【勝山委員】 自分が教育長をしていた時は、教育委員長や教育委員の方々も議会に出席して答弁を求められれば答弁をしていたが、今回の改正で教育長に一本化されることにより、教育委員会の意思統一がなされた上で議会に説明ができるというメリットもあるようだ。また、昭和23年に教育委員会制度できた当初は、教育委員会に予算編成権もあったが、現在はそれが取り上げられて、今の教育委員会制度となっている。レイマンコントロールと言いながら骨抜きとなっていることから、責任の在り方を明確化するため新教育長制度を文部科学省で考えたということである。よって、教科書の採択や教職員の人事は教育委員会の責務として残って

いるということである。

【吉川委員】 教育委員の選任基準及び選任は誰がするのか。

【庶務課長（関）】 市長が議会の同意を得て選任している。選任要件としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条において、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者と規定されている。

【羽田野委員】 どのような職業の方が選任されているか。

【勝山委員】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律には書いていないが、なるべく市内の保護者の方から1人は選ぶようにしてほしいとされているはずである。大体の教育委員会は、保護者代表の他、学識経験者や市内の教育経験者から選出されているところが多いのではないか。

【本木会長】 小金井市の場合はいかがか。

【庶務課長（関）】 保護者代表1人、医師1人、企業経営者1人、元教員1人である。先ほどレイマンコントロールという言葉があったが、知識に偏ることなく、なるべく広い識見の中から大所高所で教育行政を考えていただくという観点から様々な職業の方を選任させていただいている。

【本木会長】 土屋委員はいかがか。

【土屋委員】 複雑な内容のため、もう少し考えたい。

【松井委員】 保護者の委員はどのように決まっているのか。

【庶務係長（中島）】 どのように決めたかということか。

【松井委員】 P T A会長など学校教育に関わっている方に限定されるのか。

【事務局（河野）】 法上では年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者であるものが含まなければならないと規定されている。広く保護者の方の中から教育行政に識見を持っている方を選任している。

【松井委員】 推薦されるということか。

【事務局（河野）】 各団体の方から推薦をいただくということではなく、あくまでも地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということであり、長において候補者の方に選任を求めていくことになる。

【本木会長】 他に何か質問等はあるか。

【羽田野委員】 資料3における小金井市と人口規模・税収等が似たような市はどれか。

【事務局（梅原）】 人口等の観点では武蔵野市、昭島市、国分寺市、東久留米市、多摩市が類似団体である。類似団体平均については、76万8,500円となっている。

【本木会長】 類似団体については人口・財政規模が同規模ということではよいか。

【事務局（梅原）】 人口規模・産業構造等により区分されているものである。

10 その他 次回の日程等について

次回の日程については3月下旬を予定しているが、具体的な日時は各委員と改めて調整させていただき、日程が決まり次第お知らせする。また、今回は答申の内容まで審議していただくこととする。